

兵庫県公報

平成19年10月10日

第3号外

発行人

兵庫県

神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

規 則

ページ

○精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（障害福祉課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第65号）

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の制定に伴い、精神科病院の管理者が行う任意入院者の症状等の定期報告（以下「定期報告」という。）に関して必要な事項を定めることとした。

- 1 定期報告は、任意入院者定期病状報告書によるものとする。
- 2 定期報告は、次に定めるところにより行わなければならないものとする。

(1) 入院後1年以上経過している任意入院者

報告の対象となる任意入院者が入院した日（以下「入院日」という。）の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。

(2) 入院後1年以上経過していない任意入院者で、入院後6月を経過するまでの間に一定の行動の制限を受け、又は夜間以外の時間帯に病院から自由に外出することを制限されたもの

入院日の属する月の翌月から起算して6月を経過する月に行わなければならない。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第65号

精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則（昭和40年兵庫県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」を「、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」に改め、「「省令」という。）」の右に「及び精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年兵庫県条例第45号。以下「条例」という。）」を加える。

第20条に次の2項を加える。

- 3 条例第2条の規定による報告は、任意入院者定期病状報告書（様式第20号の2）によるものとする。
- 4 前項の報告は、法第38条の2第3項に規定する任意入院者が入院した日（以下「入院日」という。）の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に行わなければならない。ただし、省令第20条の4第2号に該当する任意入院者に係る報告については、入院日の属する月の翌月から起算して6月を経過する月に行わなければならない。

様式第20号の次に次の1様式を加える。

様式第20号の2 (第20条関係)

(表)

任意入院者定期病状報告書

年 月 日

兵庫県知事様

病院名 _____

所在地 _____

管理者名 _____ 印

任意入院者	氏名	男 ・ 女	生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	住所			
任意入院年月日	年 月 日	今回の入院 年月日	年 月 日入院形態 ()	
前回の定期報告年月日	年 月 日			
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症	
	生活歴及び現病歴 (陳述者氏名 続柄)			
初回入院期間	年 月 日から 年 月 日まで	(入院形態)		
前回入院期間	年 月 日から 年 月 日まで	(入院形態)		
初回から前回までの入院回数	計 回			
過去12か月(6か月)間の外泊の実績	1 不定期的 2 定期的 ((1) 月単位 (2) 数か月単位 (3) 盆又は正月) 3 なし			
過去12か月(6か月)間の治療の内容とその結果及び				

通院に変更できなかった理由	
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向
今後の治療方針	
現在の精神症状	<p>1 意識 (1) 意識混濁 (2) せん妄 (3) もうろう (4) その他 ()</p> <p>2 知能 (1) 軽度障害 (2) 中等度障害 (3) 重度障害</p> <p>3 記憶 (1) 記銘障害 (2) 見当識障害 (3) 健忘 (4) その他 ()</p> <p>4 知覚 (1) 幻聴 (2) 幻視 (3) その他 ()</p> <p>5 思考 (1) 妄想 (2) 思考途絶 (3) 連合し緩 (4) 滅裂思考 (5) 思考奔逸 (6) 思考制止 (7) 強迫観念 (8) その他 ()</p> <p>6 感情・情動 (1) 感情平板化 (2) 抑うつ気分 (3) 高揚気分 (4) 感情失禁 (5) 焦燥・激越 (6) 易怒性・被刺激性こう進 (7) その他 ()</p> <p>7 意欲 (1) 衝動行為 (2) 行為心迫 (3) 興奮 (4) 昏迷 (5) 精神運動制止 (6) 無為・無関心 (7) その他 ()</p> <p>8 自我意識 (1) 離人感 (2) させられ体験 (3) 解離 (4) その他 ()</p> <p>9 食行動 (1) 拒食 (2) 過食 (3) 異食 (4) その他 ()</p>
その他の重要な症状	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()
問題行動等	1 暴言 2 はいかい 3 不潔行為 4 その他 ()
現在の状態像	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
診察時の特記事項	
本報告に係る診察年月日	年 月 日
診断した主治医氏名	

審査会意見	
都道府県の措置	

(裏)

記載上の留意事項

- 1 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、()にそのときの入院形態も記載すること(医療保護入院又は応急入院の場合は、その根拠条項についても併せて記載すること)。
なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 2 病名の欄、生活歴及び現病歴の欄、過去12か月(6か月)間の治療の内容とその結果及び通院に変更できなかった理由の欄、症状の経過の欄、今後の治療方針の欄、現在の精神症状の欄、その他の重要な症状の欄、問題行動等の欄及び現在の状態像の欄は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載するとともに、他診療所及び他病院での受診歴も聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には、追加記載すること。
- 5 初回入院期間の欄及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴及び入院形態も聴取して記載すること。
- 6 過去12か月(6か月)間の治療の内容とその結果及び通院に変更できなかった理由の欄は、行動制限又は外出制限を行った場合には、その時期、内容及び理由を記載すること。
- 7 今後の治療方針の欄は、今後の退院へ向けた取組について記載すること。
- 8 現在の精神症状の欄、その他の重要な症状の欄、問題行動等の欄及び現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものを記載し、主として最近のそれに重点を置いて、該当する番号を○で囲むこと。
- 9 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載するとともに、入院者自身の病気に対する理解の程度を含め、今回任意入院を継続させることの必要性についても記載すること。
- 10 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 11 その他の欄で、番号、記号等の選択肢のある場合は、それぞれ当該する番号、記号等を○で囲むこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。